

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成27年5月8日

【会社名】 株式会社タカギセイコー

【英訳名】 TAKAGI SEIKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八十島清吉

【本店の所在の場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 石黒勝己

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 石黒勝己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績の状況に著しい影響を与える事象が生じることとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

平成27年5月8日（取締役会決議日）

(2)当該事象の内容

特別損失の計上

平成26年12月12日開示の「構造改革計画の策定に関するお知らせ」の中長期的対応方針に記載の「国内生産拠点の再編成」により、松本分工場（長野県松本市）の閉鎖を決定し、同工場が保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、約192百万円を構造改革費用として特別損失に計上いたします。

また、インドネシアにおける生産拠点の再編成に伴う固定資産の除却損約76百万円及び最適人員配置に伴う退職金等約99百万円につきましても、構造改革費用として特別損失に計上いたします。

繰延税金資産の取り崩し

平成27年3月期末において当期及び今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額に約1,537百万円を計上いたします。

(3)当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成27年3月期の個別決算において構造改善費用として191百万円を特別損失として計上いたします。また繰延税金資産を1,537百万円取り崩し、同額を法人税等調整額として計上いたします。

平成27年3月期の連結決算において構造改善費用として366百万円を特別損失として計上いたします。また繰延税金資産を1,537百万円取り崩し、同額を法人税等調整額として計上いたします。

以上